

# 神戸市理容師法施行条例

平成24年12月20日

神戸市条例第39号

## (趣旨)

第1条 この条例は、理容師法（昭和22年法律第234号。以下「法」という。）第9条第3号及び第12条第4号並びに理容師法施行令（昭和28年政令第232号。以下「政令」という。）第4条第3号の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (理容所以外の場所で業を行うことができる場合)

第2条 政令第4条第3号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 社会福祉施設等からの求めに応じて理容を行う場合
- (2) 災害時に避難所に避難している者その他の災害時の衛生確保のために理容を受ける必要がある被災者に対して理容を行う場合
- (3) 山間地、離島その他のへき地であって理容所がない地域に居住する者に対して、その居住地域において理容を行う場合
- (4) 演芸に出演する者に対してその出演の直前に理容を行う場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特別の事情があると認める場合

## (理容の業を行う場合に講ずべき措置)

第3条 法第9条第3号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 常に清潔な作業衣を着用し、顔面作業を行うときは、清潔なマスクを使用すること。
- (2) 手指の爪は、常に短くし、手指は、作業着手前、客1人ごとに石けん又は消毒液で洗うこと。
- (3) 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、常に清潔なものを使用すること。
- (4) 皮膚に接しない器具で客1人ごとに汚染するものは、消毒し、又は洗浄して常に清潔に保つこと。
- (5) 消毒液は、適正な濃度のものを調製し、清潔に保つとともに、適時有効な

ものと取り替えること。

- (6) 衛生上有害なおそれのある薬品、化粧品等を使用しないこと。
- (7) 毛そりに用いる石けん液は、客1人ごとに取り替えること。
- (8) 感染性の皮膚疾患にかかっている者は、作業に従事しないこと。
- (9) 感染性の皮膚疾患のおそれのある客を扱ったときは、作業終了後、手指、使用した布片、器具等の消毒を完全に行うこと。
- (10) 昆虫等が付着した毛髪を扱ったときは、その毛髪等の廃棄物の処理を完全に行うこと。
- (11) 法第6条の2ただし書の規定により理容所以外の場所において理容の業を行う場合には、前各号に掲げる措置のほか、次の措置を行うこと。
  - ア 携帯する器具は、消毒を行ったものであること。
  - イ 消毒薬及び消毒器並びに清潔なタオル等の布片を相当数携帯すること。
  - ウ 外傷に対する応急処置に必要な薬品及び衛生材料を携帯すること。

(理容所について講すべき措置)

第4条 法第12条第4号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 作業場は屋内に設けること。
- (2) 隔壁により外部と区分すること。
- (3) 室内空気を汚染する構造の燃焼器具がある場合には、換気上有効な機械換気設備を設けること。
- (4) 待合所を設ける場合は、作業場と明確に区分すること。
- (5) 作業場の床面積は、作業いす2脚までは9.9平方メートル以上とし、作業いす2脚を超えて1脚を増すごとに2.5平方メートル以上を増すこと。
- (6) 作業場の床面は、清掃が容易に行える構造とすること。
- (7) 作業場には、器具を消毒する場所を設け、消毒器、薬品等を備え付けること。
- (8) 作業場には、石けん又は消毒液が備え付けられている流水式手洗い設備を設けること。
- (9) 作業場には、温水を供給することのできる洗髪設備を設けること。

- (10) 作業場には、客に接する布片、紙片、消毒済の器具等を収納することができる容器又は戸棚を設けること。
- (11) 作業場は、理容に関係のない用途に使用しないこと。ただし、当該理容所の理容師の全員が美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第2項に規定する美容師の免許を有する場合であって、当該理容所と同一の場所に美容師法第2条第3項に規定する美容所が開設され、かつ、当該理容所の理容師が当該作業場を美容師法第2条第1項に規定する美容の用途に使用するときは、この限りでない。
- (12) 作業場には、作業中の客以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- (13) 昆虫等の駆除に努めること。
- (14) 使用水は、原則として上水道を使用し、井戸水等を使用するときは、飲用に適する旨の確認を受けておくこと。
- (15) 外傷に対する応急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備すること。
- (16) 自動車に設備を設けて理容の業を行う理容所については、前各号（第1号及び第3号を除く。）に掲げる措置のほか、次の措置を行うこと。
- ア　換気上有効な機械換気設備を設けること。
- イ　飲用に適する水を供給する200リットル以上の容量の給水タンクを設けること。
- ウ　給水タンクと同容量以上の排水タンクを設けること。
- エ　作業場の床は、作業中は支柱その他の設備により水平に固定しておくこと。

2 土地の状況、建築物の構造その他特別の事情により前項各号に掲げる措置を講ずることができない場合であって、かつ、衛生上支障がないと市長が認めるときは、これらの措置を講じないことができる。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。